

# 奈良県最低賃金

(令和4年10月1日発効)



時間額 **896**円

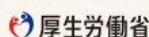
特定（産業別）最低賃金	適用除外（奈良県最低賃金が適用されません）
<p>奈良県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金</p> <p>時間額 <b>905</b>円 令和3年12月29日発効</p>	<p>① 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>③ 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>イ 清掃又は片付けの業務</p> <p>ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、組線、巻線、かしめ、穴あけ、組付け又は取付け、切断、軽易な運搬、目視による部品の選別又は検査の業務</p> <p>ハ 帳票の入力及び転記、書類等の集配・複写、郵送物等の仕分け・発送、消耗品の補充、炊事・湯茶の手配・給仕、受付・電話取次、これらに準ずる軽微な業務</p>
<p>奈良県電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業最低賃金</p> <p>時間額 <b>896</b>円 令和4年10月1日から奈良県最低賃金・時間額<b>896</b>円が適用されます。</p>	
<p>奈良県自動車小売業最低賃金</p> <p>時間額 <b>896</b>円 令和4年10月1日から奈良県最低賃金・時間額<b>896</b>円が適用されます。</p>	
<p>奈良県木材・木製品・家具・装備品製造業最低賃金</p> <p>日額 <b>6,527</b>円 平成元年1月25日発効</p> <p>※時間額は奈良県最低賃金・時間額<b>896</b>円が適用されます</p>	<p>① 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p> <p>(※注) 適用者 本件特定最低賃金は、次に掲げる業務に主として従事する者であって、当該業務に従事した期間が技能習得期間を含め通算して2年以上の者</p> <p>イ 製材の段取り又は木取りの業務</p> <p>ロ 製材用原木を帯のご盤又は丸のご盤（以下「製材用のこぎり」という）を使用して所定寸法にひき割る業務のうち、機械の操作、歩出し又は腹押しの業務</p> <p>ハ 製材用のこぎりの目立ての業務</p> <p>ニ 製材製品のうち柱及び造作材の格付け選別の業務</p>



## 事業主の皆様へ

労働者を一人でも雇っている事業所は、労働保険の成立手続を行う義務があります。

労働保険



- 最低賃金には、「都道府県（地域別）最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類があります。
- 「奈良県最低賃金」は、奈良県下で働くすべての労働者に適用され、「奈良県特定最低賃金」は、奈良県下の特定の産業で働く基幹的労働者に適用されます。

育児をしながら 厚生労働省

働きやすい **奈良** 奈良労働局 管下労働基準監督署



## 令和4年度 地域別最低賃金改定状況

都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	920	R 4.10. 2	石川	891	R 4.10. 8	岡山	892	R 4.10. 1
青森	853	R 4.10. 5	福井	888	R 4.10. 2	広島	930	R 4.10. 1
岩手	854	R 4.10.20	山梨	898	R 4.10.20	山口	888	R 4.10.13
宮城	883	R 4.10. 1	長野	908	R 4.10. 1	徳島	855	R 4.10. 6
秋田	853	R 4.10. 1	岐阜	910	R 4.10. 1	香川	878	R 4.10. 1
山形	854	R 4.10. 6	静岡	944	R 4.10. 5	愛媛	853	R 4.10. 5
福島	858	R 4.10. 6	愛知	986	R 4.10. 1	高知	853	R 4.10. 9
茨城	911	R 4.10. 1	三重	933	R 4.10. 1	福岡	900	R 4.10. 8
栃木	913	R 4.10. 1	滋賀	927	R 4.10. 6	佐賀	853	R 4.10. 2
群馬	895	R 4.10. 8	京都	968	R 4.10. 9	長崎	853	R 4.10. 8
埼玉	987	R 4.10. 1	大阪	1,023	R 4.10. 1	熊本	853	R 4.10. 1
千葉	984	R 4.10. 1	兵庫	960	R 4.10. 1	大分	854	R 4.10. 5
東京	1,072	R 4.10. 1	<b>奈良</b>	<b>896</b>	<b>R 4.10. 1</b>	宮崎	853	R 4.10. 6
神奈川	1,071	R 4.10. 1	和歌山	889	R 4.10. 1	鹿児島	853	R 4.10. 6
新潟	890	R 4.10. 1	鳥取	854	R 4.10. 6	沖縄	853	R 4.10. 6
富山	908	R 4.10. 1	島根	857	R 4.10. 5	全国加重平均額	961	

- 最低賃金とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定めるもので、使用者は、最低賃金額以上の賃金額を労働者に支払わなければなりません。
- 仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされますので、最低賃金額以上の賃金額を支払わなければなりません。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。
- 派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。



最低賃金に関するお問い合わせは、奈良労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署へ。  
 なお、奈良労働局HP (<https://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/home.html>) でも最低賃金に関する情報をご覧いただけます。

**奈良労働局賃金室 TEL. 0742-32-0206**

奈良労働基準監督署 TEL. 0742-23-0435 桜井労働基準監督署 TEL. 0744-42-6901

葛城労働基準監督署 TEL. 0745-52-5891 大淀労働基準監督署 TEL. 0747-52-0261